

入管法改定案に関する声明文

去る3月15日、日本政府は「永住者」の在留資格を有する外国人について、在留資格の新たな取り消しを可能とする入管法改定案を閣議決定しました。

入管法に規定する義務を遵守しないこと又は故意に公租公課の支払いをしないこと、並びに、住居侵入、傷害又は窃盗等の一定の罪により拘禁刑(現行法の懲役・禁固に相当する。)に処せられたこと、が新たに加えられており、永住者の在留資格取消事由が大幅に拡大されています。

「永住者」の資格取得は、「10年以上日本に在留し、就労期間が5年以上」「懲役刑などを受けていない」「納税などの公的義務を履行」等、他の先進諸国と比較しても非常に厳しい条件が課されています。このような高いハードルをクリアし許可を受けた「永住者」は、昨年6月末時点で約88万人、在留外国人の約27.3%に上っています。

今回の入管法改定案は、政府が今国会で成立を目指す「育成就労制度」の導入や「特定技能制度」の職種拡大に伴い、「永住者」が増加することを予測し、永住資格許可の適正化を求めたものであるとされています。

しかしながら、一方で「永住者」資格の在留資格取り消し事由が大幅に拡大したこの取消法案が成立するならば、今後、永住者の約36%、31万人強の永住資格を有し長年にわたり日本に居住する在日中国人の、生活および権利が著しく侵害されるものであると言わざるを得ません。

「永住者」は、加齢・病気・事故・社会状況の変化など、長年日本で生活していくうちに許可時の条件が満たされなくなることは起こり得ます。病気や失職などによるやむを得ない税金や社会保険料の未納、スーパーに行くときにうっかり在留カードを家に置いてきたという不携帯などの過失、執行猶予のつくようなあるいは1年の禁錮にも満たない刑法違反であっても在留資格を取り消されることがあり得る、という立場に置くこと自体、「永住者」に対する深刻なる差別であると言えます。

税金や社会保険料の滞納は、日本人同様に、督促、差押え、行政罰、刑罰で充分対処できることです。

我々中国籍を持つ在日中国人は、日本の開港以来 170 年余にわたり、この地に暮らしの基盤をおいてきました。日本で生まれ日本語しかわからず、日本にのみ生活基盤を有する 2 世から 6 世の「永住者」も多くおります。すべてが日本市民と共に善良なる市民として地域社会の発展に貢献しています。

今回の入管法改定案による新たな在留資格取消拡大制度の導入は、日本政府が目指す「共生社会の実現」に逆行するばかりか、歴史的な背景により日本に居住するに至った在日中国人の「永住者」や、また、生活上の様々な事情により、余儀なく日本に居住するに至った在日外国人の「永住者」、さらにはその子孫までも対象とし、納税不履行や軽微な刑事罰等によって簡単に永住資格を取り消そうとすることは、深刻かつ憂慮すべき問題であります。ましてや国または公共団体の職員が入管へ通報できる制度まで創設するというのは余りにも過度な取り締まりと言えます。

また同法案に関しては、その立法事実の有無等が慎重に検討されるべきものであるにもかかわらず、有識者会議でも全く検討されないままに唐突に提案されており、拙速に具体化すべきものではありません。

以上の趣旨からわれわれ在日華僑団体は、この度の日本政府の入管法改定案は「永住者」の生活、人権を脅かす重大事案と認識し、是正を強く求めます。

2024 年 5 月 14 日

日本華僑華人聯合總會

一般社団法人 東京華僑總會

一般社団法人 全日本華僑華人社團連合會